

(経済センサスー活動調査・個人企業経済調査)

調査実施者説明資料

(審査メモで示された論点への回答)

総務省統計局
経済産業省調査統計グループ

1 経済センサスー活動調査の変更について

(1) 調査事項の変更

ア サービス分野の収入の内訳に適用される調査品目の見直し

(論点)

- a 今回のサービス分野の調査品目の変更について、具体的にどのようなものがあるか。事例ごとに代表的な例をご説明いただきたい。
- b 今回のサービス分野の調査品目の見直しは、どのような考え方にに基づき、検討を行ったのか。見直しの検討は、どのような手順で行ったのか。
- c 前回の調査品目の設定に係る評価や見直しの際のニーズの把握はどのように行ったのか。
- d 調査品目の見直しに伴う報告者の回答可能性や報告者負担の軽減対策として、どのようなものを検討しているのか。

(回答)

生産物分類を踏まえたサービス品目の導入は、令和3年調査から実施したところであるが、今回、主に①ニーズの再確認の観点、②報告者負担軽減の観点、の2点から見直しを行った。

①については、令和3年調査の時点から、品目に対するニーズが変化していることが考えられたため、改めて利用機関の意見を踏まえて品目の見直しをしたものである（代表的な事例は表①の通り）。この見直しにおいては、調査結果への影響が大きい、経済構造実態調査対象の企業に対して回答可能性のヒアリングを行い、品目の採否の判断を行っている。加えて、比較的規模の小さい企業に対しても、試験調査でのアンケートにより、見直した品目について回答上支障が無いことを確認している（別添1）。

②については、品目数が必要以上に多いと報告者負担が大きくなることを前提に、令和3年調査の結果における品目毎の売上高を確認し、利用ニーズを踏まえつつ、計上額が少ない品目について統合を検討したものである（代表的な事例は表②の通り）。また、令和3年調査の実査の中で把握した、回答負担の大きい品目（※1）についても統合を行った。

上記以外にも、令和5年に改定された生産物分類の内容（産後ケアサービスやペストコントロールサービスの新設等）の反映等も行い、全体的な見直しを図っている。

その他の報告者負担軽減策としては、経済構造実態調査の対象範囲全てをカバーしている直轄調査において、経済構造実態調査と同様に、過去に回答した品目をプレプリント（※2）することとしている。また、多数の品目が記載されている分類表から該当する品目名を選び出すのは負担が大きいという意見があることから、キーワードで品目を検索できる「分類番号検索システム（仮称）」を開発する予定である。

（※1）主な例は旅館・ホテル宿泊サービスであるが、当該品目は前回調査において宿泊料金に夕食・朝食を含むか否かで区分をしたところ、実査の照会対応や審査時の疑義照会において企業等から分けて回答することについて過大な負担があると把握されたため、統合することとした。

（※2）経済構造実態調査の調査対象企業については、経済構造実態調査において回答した品目を基に、本調査の品目に変換した上でプレプリントすることを計画している。なお、当

該調査の調査対象外である事業所企業については、原則として産業小分類に対応した品目をプレプリントすることを計画している。

表①ニーズの再確認の代表例（金融サービス関係※）

令和3年品目	令和8年品目（案）
金融サービス	貸付サービス
	貸付以外の資金運用
	クレジットカードによる販売信用サービス
	クレジットカード加盟店向けサービス
	クレジットカード会員向けサービス
	クレジットカードによらない販売信用サービス
	割賦金融サービス
	投資助言・代理サービス（不動産投資顧問サービスを除く）
	債務保証サービス
	前払式支払・資金移動サービス
	暗合資産交換サービス
	課金・決済代行サービス
	金融商品仲介サービス
	信託契約代理サービス
	銀行代理サービス
	その他の金融代理サービス
	その他の金融サービス

※SNA推計等のために収益属性毎に品目を区分けする必要があるという要望に応じて整理したもの。
クレジットカード関連の品目は既に経済構造実態調査で措置されているものと整合

表②品目統合の代表例（博物館・美術館等※）

令和3年品目					令和8年品目（案）
品目名	法人数 （総数）	サービス収入総額 （総数） （億円）	サービス収入総額（生活関連サービス業、娯楽業） （億円）	サービス収入総額（生活関連サービス業、娯楽業内の構成比）	
博物館・美術館サービス（指定管理料）	339	470	256	0.2%	博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料）
動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料）	85	290	225	0.1%	
博物館・美術館サービス（指定管理料以外）	693	446	225	0.2%	博物館・美術館・動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料以外）
動物園・植物園・水族館サービス（指定管理料以外）	141	316	276	0.2%	

※指定管理料の区分は活かしつつ、博物館等の区分を統合したもの。

イ 財分野の生産物分類の把握

(論点)

- a 今回の財分野の調査品目における生産物分類の適用に当たり、従来の調査品目との違いは何か。具体的な例とともにご説明いただきたい。

(回答)

従来の調査品目は、前身である工業統計調査などの品目設定を踏襲しつつ、経済センサス独自に設定した品目であったが、今回、財分野に係る生産物分類の統合分類又は詳細分類との整合性を加味した品目設定としたものである。

●事例１（品目分割）

従来の印刷技術に基づく単一の品目分類となっていた「オフセット印刷（紙に対するもの）」について、生産物分類の統合分類「印刷」に含まれる用途別に基づく詳細分類の内容を反映して分割

令和3年調査		令和8年調査	
品目番号	分類項目名	品目番号	分類項目名
151111	オフセット印刷物（紙に対するもの）	151111	出版オフセット印刷物（平版）（紙に対するもの）
		151112	商業オフセット印刷物（平版）（紙に対するもの）
		151113	証券オフセット印刷物（平版）（紙に対するもの）
		151114	事務用オフセット印刷物（平版）（紙に対するもの）
		151115	包装オフセット印刷物（平版）（紙に対するもの）

●事例２（品目統合）

従来の品目分類で区分されていた「ぶどう糖」及び「水あめ、麦芽糖」については、事業所が少数かつ計上金額も少額であることを考慮して、生産物分類の統合分類「でんぷん糖類」に含まれる詳細分類「でんぷん由来甘味料（異性化糖を除く）」を反映して統合

令和3年調査		令和8年調査	
品目番号	分類項目名	品目番号	分類項目名
095311	ぶどう糖	095311	でんぷん由来甘味料（異性化糖を除く）
095312	水あめ、麦芽糖		

●事例３（分割・統合併存）

従来の品目分類において「その他の電気照明器具」に含まれていた「LED器具」、「自動車・二輪自動車用電気照明器具」、「高圧放電灯器具」を今後の需要増が見込まれること、また、製品によっては一定の需要があることを考慮して生産物分類の統合分類「電気照明器具」に含まれる詳細分類を反映して分割

他方、「水銀灯器具」については、事業所が少数かつ計上金額も少額であることから「その他の電気照明器具」に統合

令和3年調査		令和8年調査	
品目番号	分類項目名	品目番号	分類項目名
294219	その他の電気照明器具	294215	自動車・二輪自動車用電気照明器具
		294216	L E D 器具（自動車用・二輪自動車用を除く）
		294217	高圧放電灯器具（水銀灯器具を除く）
		294219	その他の電気照明器具
294215	水銀灯器具		

（論点）

b 財分野の生産物分類を適用するに当たり、どのような考え方にに基づき、検討を行ったのか。見直しの検討は、どのような手順で行ったのか。

（回答）

財分野の生産物分類の適用に伴う品目分類の設定に当たっては、以下の点をベースに案を策定し、試験調査の他、企業及び業界ヒアリングなどを通じて記入可能性などを確認した結果を踏まえて設定したものである。

＜従来からのデータ利活用への配慮＞

- ・結果データの継続性確保（調査品目新旧対照表は別添2のとおり）
- ・国民経済計算、産業連関表などを始めとした利活用の実態

＜新設分類の整合性確保＞

- ・生産物分類の統合分類又は詳細分類などへの整合性確保
- ・日本標準産業分類の直近改定内容の反映

＜直近の生産などの実態反映＞

- ・直近データから秘匿対応となる品目の整理・統合
- ・「その他」項目の分割化による生産などの規模拡大品目の取り出し

（論点）

c 調査品目の見直しに伴う報告者の回答可能性や記入報告者負担の軽減対策として、どのようなものを検討しているのか。

（回答）

主に製造品目については直近データにて実績を確認のうえ、その規模が小さく、表章上も秘匿となりうるものについて改めて精査し、他の品目との統合を図るなど、品目の設定に当たり、現在の財品目の生産実態などに整合がとれたものとするよう整理をし、記入者への負担軽減を図る一方、新たな区分設定の内容については、試験調査の他、企業及び業界ヒアリングなどを通じて記入可能性などを確認し、その結果を踏まえて設定している。

また、実査に当たっては、調査客体に対して調査品目分類表及び令和3年調査との比較表の提示、システム上での検索機能の提供などを予定するなど、品目分類の見直しに対する記入負担の軽減を図る。

(論点)

d 本調査から、財分野の調査品目に生産物分類を適用することにより、これまでの調査結果とどのような違いが想定されるか。調査結果を統計利用者にわかりやすく周知するための措置はどのようなものか。

(回答)

品目内容の見直しを行ったことから、集計単位としての品目区分が異なることとなるが、「論点 a」において示した事例 1 及び事例 2 のように、従前の品目区分をまたぐような変更とはしていないケースがほとんどであることから、調査結果に大きな影響はないものとする。また、調査結果利用者に対しては、品目分類の比較情報を集計結果公表時に HP、e-stat 上に掲載することはもちろん、統計法による二次利用申請者に対しても同様の情報を提供し、内容の周知及び利便性の確保を図る。

ウ その他の調査事項の見直し

(論点)

a 今回、廃止を予定している調査事項については、どのような目的で把握していたのか。廃止することにより、利活用面での支障はないか。

(回答)

旧特定サービス産業実態調査項目については、経済産業省所管のサービス産業の特性事項を把握することを目的に経済構造実態調査の乙調査で把握されていた項目であるが、品目の生産物分類への移行が進められたこと等の流れを受け、位置づけを見直した結果、当該乙調査は廃止されている。当該廃止を受け、改めて、過去の活動調査における本項目の利活用実績を踏まえた上で、廃止することとしている。なお、当該乙調査廃止時に SNA 利用のために措置している品目（クレジットカード関連、ソフト関連、映像著作権関連等の品目）については、引き続き、経済センサス-活動調査においても措置することとしている。

「物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高」については、調査事項としては廃止するものの、「建設、サービス収入の内訳」において、生産物分類に対応した、同様の品目で引き続き売上高を把握する。

個人経営の支所・支社・支店における「本所の正式名称・所在地等」の回答可否変更については、後記の（３）集計事項の変更のアの論点の回答の通り。

(論点)

b 今回追加する調査事項及び見直しする調査事項について、その必要性は何か。

(回答)

今回追加する調査事項及び見直しする調査事項とその必要性は以下の通りである（廃止する調査事項については論点 a で回答の通り）。

・「卸売業・小売業」調査票の「店舗形態」欄に「均一価格店」の項目を追加

日本標準産業分類（令和５年７月公示）で新設された分類「均一価格店」については、品目から産業格付けを行うことが特に難しいと予想されるため、正確な産業把握の観点で追加したもの。

・「管理・補助的業務か否か」のチェック欄を追加

産業格付事務を円滑化するために、産業分類を判断するための情報を少しでも多く得ることを目的に追加したもの。

・「事業の業態」の回答方法を変更

調査票上に説明を追加するとともに、選択を産業格付けに必要な項目に限定することで、報告者負担の軽減及び産業格付けの円滑化を図るもの。

・「この場所での事業所の開設時期」の選択肢を平成 28 年以降、各年単位に変更

令和３年調査から令和８年調査までの期間は、その間の情報がないため、各年で把握する必要があるが、平成 28 年調査から令和３年調査までの期間については、新型コロナウイルス感染症の影響により回答が困難であった事業所に配慮し、再度改めて各年で把握するもの。

（論点）

c 「法人でない団体」について使用する調査票を見直す理由は何か。調査票を見直すことによる報告者負担は過大となっていないか。

（回答）

別添 3 の回答を参照されたい。

（２）調査方法の変更

ア オンライン先行回答方式の導入等

（論点）

- a 令和３年調査におけるオンライン回答は、どのような状況であったのか。
- b 令和８年調査において、原則オンライン回答とすることにより、オンライン回答率はどの程度を見込んでいるのか。
- c 今回の見直しにより、地方公共団体や統計調査員の事務負担及び報告者負担の観点からどのような効果が期待されるのか。また、実査を担当する地方公共団体の意見・要望は、見直しに当たりどのように反映されているのか。
- d 原則オンライン回答とすることについて、報告者の理解が特に重要と考えられるが、報告者への説明はどのように行うのか。

（回答）

令和３年調査および令和６年度に実施した試験調査の結果は下表の通り。

調査系統	オンライン回答率	
	R6試験調査	R3調査
調査員調査（事業所）	60.7% (+20.8pt)	39.9%
	個人経営 46.2% (+15.4pt)	30.8%
	法人 71.2% (+23.0pt)	48.2%
直轄調査（企業）	87.4% (+27.0pt)	60.4%

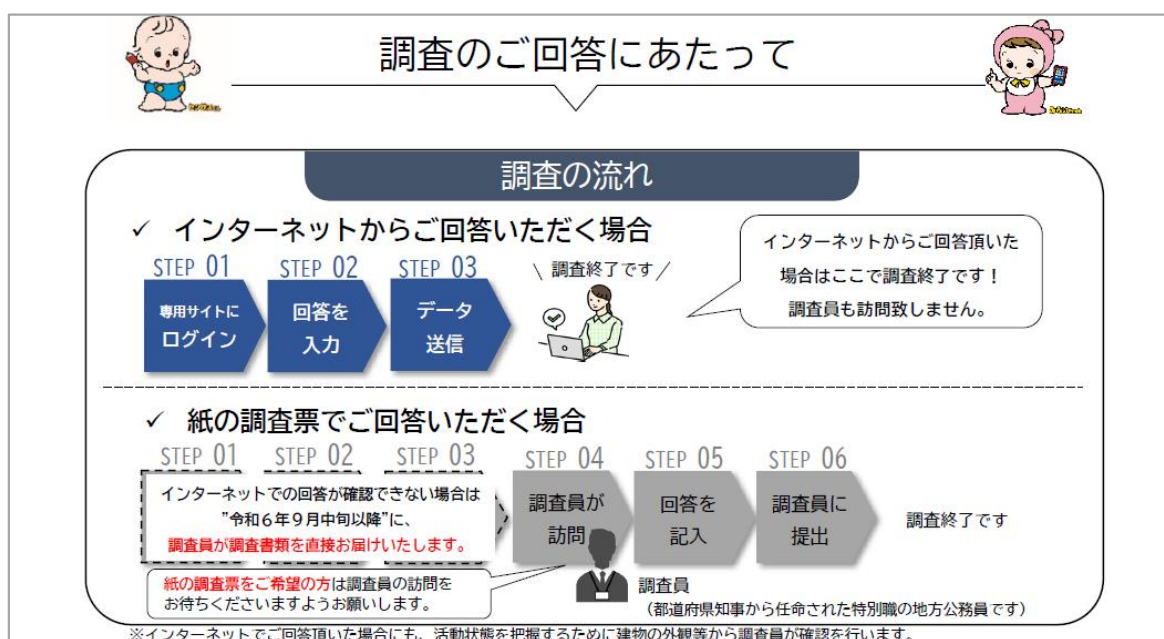
試験調査において、令和8年調査の調査方法を検証するために原則オンライン回答としたところ、大幅にオンライン回答が上昇した。この結果から、令和8年調査においても、令和3年調査以上のオンライン回答率が期待できるものとする。また、今回の見直しにより、調査員の活動開始前に調査への回答を完了する事業所が一定数現れることから、調査員の事務負担の軽減が期待できる。

地方公共団体からは、例えば、調査員確保が困難であるという意見や、存続事業所に対して国から調査書類を郵送して欲しいという意見があるが、今回のオンライン先行方式はこれらに応えるものとなっている。

原則オンライン回答とすることについては、事前に全国的な広報で周知するほか、国から郵送する依頼状等の用品に記載（※1）し、実査中においても、各種用品やコンタクトセンター（※2）を通じて丁寧に説明を行う予定である。

（※1）御参考：試験調査の依頼状における記載は以下の通り。

（※2）電話だけでなく、WEBサイト等のチャンネルからの問い合わせにも対応する窓口



イ 一部の報告者における調査票の配布、回収方法の見直し

(論点)

- 今回、社会保険事業団体及び法人でない団体のうち非ネットワーク型産業の団体の調査方法を調査員調査から直轄調査に見直すに至った背景事情・理由は何か。調査方法を見直すことにより期待される効果は何か。

(回答)

- 社会保険事業団体について

令和3年調査において、「社会保険事業サービス」の売上高（約105兆円）の約4割が比較的小規模な事業所を対象とする調査員調査の対象となっていたため、社会保険事業団体を直轄調査対象に変更することとした。国が調査実施事業者と一体となることで、当該事業所からの問合せ等に対して、機動的な対応が可能となる。

- 法人でない団体のうち非ネットワーク型産業について
別添3の回答を参照されたい。

ウ 報告方法の見直し

(論点)

- a 共同企業体を1つの事業所として把握するよう見直すに至った背景事情・理由は何か。見直しにより期待される効果は何か。また、この見直しによる、調査結果への影響はどのように見込んでいるか。
- b 共同企業体に関して従来どおり回答された場合は二重計上となってしまう可能性があるが、これを防止するためにどのような取組みを想定しているか。

(回答)

別添3の回答を参照されたい。

(3) 集計事項の変更

ア 「個人経営」複数事業所企業に関する地域別集計の見直し

(論点)

- a 「個人経営」の複数事業所企業に関する地域別集計について、集計方法を変更する背景事情・理由は何か。
- b 変更することについて、ユーザーニーズをどのように確認したのか。利活用の観点から支障は生じないか。
- c 集計方法の変更による結果への影響について、統計ユーザーにどのように周知するのか。

(回答)

令和3年調査における事業所の地域別集計では、本所と支所の関係が特定できた事業所に限り「企業全体の売上高」を按分した上で、各事業所の所在する地域の売上に合算しており、「個人経営」の複数事業所企業の売上高約1.1兆円に対し、按分推計によって計上できた事業所売上高は約7千億円と、およそ4千億円の差（不足）が生じている状況。

令和3年の調査結果から、9割以上の支所が本所と同一都道府県内に所在していることが判明したため、令和8年調査では、本所が記入する「企業全体の売上高」を「本所（事業所）の売上高」とみなし、本所の所在する地域の売上高に合算する方法に変更する。この変更により、前回、本所と支所の関係が特定できた事業所に限り地域別集計に含めていた「企業全体の売上高」を全て含めることとなり、結果的に企業等集計の売上高と事業所地域別集計の売上高の差がなくなるため、結果精度の向上が見込まれる。

当該集計においては国・地方公共団体の利用実績が確認されたが、現在生じている事業所地域別集計の不足分（下表）を埋めるという精度の改善であることや結果への影響が極めて少ないことから利活用の支障は無いものと判断しており、結果の利用機関にも通知済みである。なお、公表の際にも集計方法の変更をホームページに掲載し、周知する予定である。

上記集計方法の変更により、次回調査では、本所と支所の関係を特定する作業が不要となることから、「個人経営」の支所について、調査事項「本所等の正式名称・所在地等」を廃止する。

		売上(収入)金額 (億円)	割合① (%)	割合② (%)
総数		16,933,126	100.0	—
うち個人経営		250,816	1.5	100.0
うち個人経営 複数事業所企業	a.企業等に関する集計	10,661	0.1	4.3
	b.事業所に関する集計	6,897	0.04	2.7
	(不足分:a-b)	3,764	0.02	1.5

注) 個人経営複数事業所企業については結果表章していないため、独自集計

割合①：我が国全体の売上高を100とした場合の割合

割合②：我が国の個人経営企業の売上高を100とした場合の割合

イ その他の集計事項の見直し

(論点)

- ・ 表5の廃止・削除する集計事項について、利活用面等から、どのような検討を行ったのか。また、集計事項の廃止・削除に伴い利活用面から支障はないか。

(回答)

国及び地方公共団体における利活用状況の実績及び今後の利用予定がないこと、一般ニーズについても利用が極めて少ないことが確認された集計事項について廃止・削除することとした。

なお、廃止・削除する集計事項が必要な場合は、調査票情報の二次利用制度を活用いただくことにより利用者で作成することが可能である。

(4) 公表時期の変更

(論点)

- a 今回、公表時期を見直すに至った背景事情・理由や、期待される効果は何か。
- b 一部の集計事項について、公表時期を前倒しすることとしているが、作業に支障をきたすことはないか。集計プロセスにおいてどのような見直しを行うのか。
- c 一部の集計区分について公表時期が後ろ倒しになるが、利活用に支障はないか。
- d 国民経済計算（年次推計）の基礎資料として、中間年では経済構造実態調査の第二次集計の結果（調査年翌年7月末に公表）が使用されているが、本調査においては、どのような対応を予定しているのか。

(回答)

「産業横断的集計（確報）」は、市町村別・産業別の詳細な結果が得られることから、加工統計の作成や政策立案のための基礎資料として活用されるだけでなく、国・地方公共団体からのニーズ、一般ユーザーからの照会も非常に多いものとなっているが、調査から結果公表まで2年を要していることから、公表を早期化することで、各種利活用の拡大を指向するもの。

公表の早期化については、集計体系の整理と公表時期の集約に加え、過去3回の調査の実績・経験を生かした事務の効率化等により実現可能なものとなっている。なお、一部の集計区分について公表が後ろ倒しとなるものの、現在の利用機関には特段の支障がないことは確認済みである。

また、SNA推計の時系列性を確保するという観点から、経済構造実態調査の二次集計結果に相当する部分については、更に早期の提供を行う必要があることから、審査のリソースを本項目に重点配分する等の工夫により、令和9年8月に提供することを予定している。

2 個人企業経済調査における本調査との同時実施用調査票の変更について

(論点)

特になし

3 本調査に関する統計委員会諮問第140号の答申（令和2年6月25日付け統計委第9号）
における「今後の課題」への対応状況について

（論点）

- | |
|---|
| <p>a 本調査事項は、付加価値額の推計を目的として設定された経緯があるが、前回調査で当該項目を把握しなかったことによる影響はあったか。</p> <p>b 利活用ニーズ等の把握方法とその結果はどのようなになっているか。</p> |
|---|

（回答）

令和8年調査に係る調査事項の要望把握を令和5年8月に各府省・地方公共団体に対して実施したが、支払利息等に係る要望は把握されなかったため、前回調査で当該項目を把握しなかったことによる影響はなかったものと考えている。

また、外部有識者、内閣府等により構成される「令和8年経済センサス - 活動調査研究会」において、令和8年調査における支払利息等の取扱いを議論した結果、各種推計においても現状使用できているデータの活用が基本姿勢であり、ニーズは把握されなかった。

4 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況

（論点）

特になし

5 個人企業経済調査に関する統計委員会諮問第105号の答申（平成29年9月21日付け統計委第11号）における「今後の課題」への対応状況について

（論点）

特になし

以上